

料金種別定義書（契約種別および料金）

〔高圧・特別高圧〕

1 契約種別

契約種別は、次のとおりといたします。

常時電力、自家発補給電力、予備電力

2 常時電力

（１） 対象となるお客さま

高圧または特別高圧で電気の供給を受けるお客さまを対象といたします。

（２） 供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式、供給電圧および周波数は、託送約款等に定めるところによるものといたします。

（３） 契約負荷設備および契約受電設備

契約電力が５００キロワット未満の需要については、契約負荷設備および契約受電設備をあらかじめ設定していただきます。

（４） 契約電力

契約電力は、次によって定めます。

イ 契約電力が５００キロワット以上の場合

（イ） 契約電力は、使用する負荷設備および受電設備の内容、同一業種の負荷率等を基準として、お客さまと当社との協議によって定めます。

（ロ） 自家発補給電力と同一計量される場合で、自家発補給電力によって電気を使用されたときは、原則として、その１月の自家発補給電力の供給時間中における３０分ごとの需要電力の最大値から自家発補給電力のその１月の最大需要電力を差し引いた値とその１月の自家発補給電力の供給時間以外の時間における３０分ごとの需要電力の最大値のうちいずれか大きい値を、その１月の最大需要電力とみなします。

ロ 契約電力が５００キロワット未満の場合

（イ） 各月の契約電力は、次の場合を除き、その１月の最大需要電力と前１１月の最大需要電力のうち、いずれか大きい値といたします。

なお、以下、本条項により契約電力を定めるお客さまを「実量制のお客さま」といいます。

a 新たに電気の供給を受ける場合は、料金適用開始の日以降１２月の期間の各月の契約電力は、その１月の最大需要電力と料金適用開始の日から前月までの最大需要電力のうち、いずれか大きい値といたします。ただし、この需給約款により電気の供給を受ける前から引き続き当該一般送配電事業者の供給設備を利用される場合には、この需給約款による電気の供給を受ける前の電気の供給は、契約電力の決定上こ

の需給約款によって受けた電気の供給とみなします。この場合、契約電力決定上の必要な事項は、お客さまより申し出ていただきます。

b 契約受電設備を増加される場合で、増加された日を含む1月の増加された日以降の期間の最大需要電力の値がその1月の増加された日の前日までの期間の最大需要電力と前11月の最大需要電力のうちいずれか大きい値を上回るときは、その1月の増加された日の前日までの期間の契約電力は、その期間の最大需要電力と前11月の最大需要電力のうちいずれか大きい値とし、その1月の増加された日以降の期間の契約電力は、その期間の最大需要電力の値といたします。

c 契約受電設備を減少される場合等で、1年を通じての最大需要電力が減少することが明らかなときは、減少された日を含む1月の減少された日の前日までの期間の契約電力は、その期間の最大需要電力と前11月の最大需要電力のうちいずれか大きい値とし、減少された日以降12月の期間の各月の契約電力（減少された日を含む1月の減少された日以降の期間については、その期間の契約電力といたします。）は、契約負荷設備および契約受電設備の内容、同一業種の負荷率等を基準として、お客さまと当社との協議によって定めた値といたします。ただし、減少された日以降12月の期間で、その1月の最大需要電力と減少された日から前月までの最大需要電力のうちいずれか大きい値がお客さまと当社との協議によって定めた値を上回る場合（減少された日を含む1月の減少された日以降の期間については、その期間の最大需要電力の値がお客さまと当社との協議によって定めた値を上回る場合といたします。）は、契約電力は、その上回る最大需要電力の値といたします。

(ロ) 自家発補給電力と同一計量される場合で、自家発補給電力によって電気を使用されたときは、原則として、その1月の自家発補給電力の供給時間中における30分ごとの需要電力の最大値から自家発補給電力のその1月の最大需要電力を差し引いた値とその1月の自家発補給電力の供給時間以外の時間における30分ごとの需要電力の最大値のうちいずれか大きい値を、その1月の最大需要電力とみなします。

ハ 実量制のお客さまの最大需要電力が500キロワット以上となる場合は、その1月の最大需要電力を契約電力といたします。

この場合、当該月の翌月以降、協議契約のお客さまとして契約電力を定めるものといたします。

なお、契約電力は当該月の最大需要電力を下回らないものといたします。

(5) 料金

料金は、基本料金、電力量料金、再生可能エネルギー発電促進賦課金および非

化石証書の価格の合計といたします。ただし、基本料金は、ハによって力率割引または割増しをする場合は、力率割引または割増しをしたものとし、電力量料金は、燃料費調整額を加えたものといたします。なお、燃料費調整額の算定方法は、当該地域を管轄する2016年3月31日時点において電気事業法により一般電気事業者と規定されていた小売電気事業者（以下「みなし小売電気事業者」といいます。）と同一といたします。ただし、上限価格の設定は適用されないものといたします。

イ 基本料金

基本料金は、1月につき契約電力および基本料金率によって算定いたします。ただし、まったく電気を使用しない場合（予備電力によって電気を使用した場合を除きます。）の基本料金は、半額といたします。

ロ 電力量料金

電力量料金は、その1月の使用電力量および電力量料金率によって算定いたします。

ハ 力率割引および割増し

（イ） 力率は、その1月のうち毎日午前8時から午後10時までの時間における平均力率（瞬間力率が進み力率となる場合には、その瞬間力率は、100パーセントといたします。）といたします。この場合、平均力率は、託送約款等に定めるところによって算定された値といたします。

なお、まったく電気を使用しないその1月の力率は、85パーセントとみなします。

（ロ） 力率が、85パーセントを上回る場合は、その上回る1パーセントにつき、基本料金を1パーセント割引し、85パーセントを下回る場合は、その下回る1パーセントにつき、基本料金を1パーセント割増しいたします。

3 自家発補給電力

（1） 対象となるお客さま

お客さまが、お客さまの発電設備の検査、補修または事故（停電による停止等を含みます。）により生じた不足電力の補給にあてるために電気の供給を受ける場合を対象といたします。

なお、大気汚染防止法等の関係する法令で定めるところにより火力発電設備の出力を抑制したときに生じた不足電力、渇水により水力発電設備の出力が低下したときに生じた不足電力等の補給にあてるために電気の供給を受ける場合については、対象といたしません。

（2） 契約電力

契約電力は、お客さまの発電設備の容量（定格出力といたします。）等を基準として、お客さまと当社との協議によって定めます。

（3） 料金

料金は、基本料金、電力量料金、再生可能エネルギー発電促進賦課金および非化石証書の価格の合計といたします。ただし、基本料金は、ハによって力率割引または割増しをする場合は、力率割引または割増しをしたものとし、電力量料金は、燃料費調整額を加えたものといたします。なお、燃料費調整額の算定方法は、当該地域を管轄するみなし小売電気事業者と同一といたします。ただし、上限価格の設定は適用されないものといたします。

イ 基本料金

基本料金は、1月につき契約電力および基本料金率によって算定いたします。ただし、まったく電気の供給を受けない場合の基本料金は、1月につき契約電力、基本料金率および不使用月率によって算定いたします。また、その1月に前月から継続して電気の供給を受けた期間がある場合で、その期間が前月の電気の供給を受けなかった期間を上回らないときは、その期間における電気の供給は、前月におけるものとみなします。

ロ 電力量料金

電力量料金は、常時電力の電力量料金に含みます。

なお、電力量料金率は、常時電力の電力量料金率を用います。

ハ 力率割引および割増し

力率割引および割増しは、常時電力に準ずるものといたします。

(4) 自家発補給電力の使用

イ お客さまが自家発補給電力を使用される場合は、使用開始の時刻と使用休止の時刻とをあらかじめ当社に通知していただきます。ただし、事故その他やむをえない場合は、使用開始後すみやかに当社に通知していただきます。

ロ 常時電力と自家発補給電力を同一計量する場合で、常時電力の契約電力が2（常時電力）（4）イによって決定されるお客さまのその1月の30分ごとの需要電力の最大値が常時電力の契約電力をこえないときは、イにかかわらず、自家発補給電力を使用されなかったものとみなします。

(5) 常時電力と同一計量される場合の最大需要電力

常時電力と同一計量される場合で、自家発補給電力を使用されたときは、次の場合を除き、原則として契約電力をその1月の最大需要電力とみなします。

イ 協議契約のお客さまの場合で、その1月の30分ごとの需要電力の最大値が常時電力の契約電力と自家発補給電力の契約電力との合計をこえ、かつ、超過の原因が自家発補給電力の超過であることが明らかなきときは、その需要電力の最大値をその1月の最大需要電力とみなします。

なお、超過の原因が明らかでないときは、常時電力と自家発補給電力との契約電力の比であん分してえた値をその1月の最大需要電力とみなします。

ロ 実量制のお客さまの場合で、自家発補給電力の需要電力の最大値が契約電力をこえたことが明らかなきときは、その需要電力の最大値をその1月の最大需要電力

とみなします。

(6) 常時電力と同一計量される場合の使用電力量

使用電力量は、常時電力の使用電力量に含まれます。また、計量器の故障等により、使用電力量を正しく計量できなかった場合には、原則として当該一般送配電事業者および当社との協議によるものとし、電磁的方法により、お客さまにお知らせいたします。

(7) その他

イ 定期検査または定期補修は、できる限り夏季をさけて実施していただくものとし、毎年度当初にあらかじめその実施の時期を定めて、当社へ文書により通知していただきます。

なお、その実施の時期を変更される場合には、その1月前までに当社に通知していただきます。

ロ 当社は、必要に応じてお客さまから電気の需給に関する記録および発電設備の運転に関する記録を提出していただきます。

ハ その他の事項については、とくに定めのある場合を除き、常時電力に準ずるものいたします。

4 予備電力

(1) 対象となるお客さま

常時電力のお客さまが、常時供給設備等の補修または事故により生じた不足電力の補給にあてるため、予備電線路により電気の供給を受ける次の場合を対象といたします。

イ 予備線

常時供給変電所から供給を受ける場合

ロ 予備電源

常時供給変電所以外の変電所から供給を受ける場合

(2) 契約電力

契約電力は、原則として常時電力の契約電力と自家発補給電力の契約電力の合計の値といたします。ただし、お客さまに特別の事情がある場合で、お客さまが常時電力の契約電力と自家発補給電力の契約電力の合計の値と異なる契約電力を希望されるときは、予備電力によって使用される契約負荷設備および契約受電設備の内容または予想される最大需要電力を基準として、お客さまと当社との協議によって定めます。この場合の契約電力は、常時電力の契約電力の値が50キロワット未満のときを除き、50キロワットを下回らないものいたします。

(3) 料金

料金は、基本料金、電力量料金、再生可能エネルギー発電促進賦課金および非化石証書の価格の合計といたします。ただし、電力量料金は、燃料費調整額を加

えたものいたします。なお、燃料費調整額の算定方法は、当該地域を管轄するみなし小売電気事業者と同一いたします。ただし、上限価格の設定は適用されないものいたします。

イ 基本料金

基本料金は、電気の使用の有無にかかわらず、1月につき契約電力および基本料金率によって算定いたします。

ロ 電力量料金

電力量料金は、その1月の使用電力量につき、そのお客さまの常時電力の該当料金を適用いたします。

なお、電力量料金は、常時電力の電力量料金とあわせて算定いたします。

ハ 力率割引および割増し

力率割引および割増しはいたしません。ただし、常時電力の力率割引および割増しの適用上、予備電力によって使用した電気は、原則として常時電力によって使用した電気とみなします。

(4) その他

イ お客さまが希望される場合は、予備線による電気の供給と予備電源による電気の供給とをあわせて受けることができます。

ロ その他の事項については、とくに定めのある場合を除き、常時電力に準ずるものいたします。